

## ひょうご花緑創造プランの改定等について

- ・ 県民まちなみ緑化事業（第4期）の評価・検証
- ・ ひょうご花緑創造プランの改定

### 花緑検討小委員会における検討経過

花緑検討小委員会

# 花緑検討小委員会

(令和6年3月5日設置)

## 1 設置趣旨

県民緑税を充当して実施している「県民まちなみ緑化事業」(第4期)の評価・検証と、県内の花と緑の取組の方向性を示す「ひょうご花緑創造プラン」の改定について、まちづくり審議会の部会として「花緑検討小委員会」を設置して審議を行う。

## 2 検討事項

### ① 県民まちなみ緑化事業(第4期)の評価・検証 →資料p.2

- ・事業実績や現地調査、アンケートなどから事業効果を評価・検証
- ・課題の整理と次期の事業展開に向けた検討 等

### ② ひょうご花緑創造プランの改定 →資料p.3

- ・現プランの達成状況の評価・検証
- ・新たな目標・指標や取組方針に係る検討 等

## 3 開催回数 令和6～7年度 計7回開催

## 4 委員 (五十音順 (○:委員長))

| 氏名(敬称略) | 職名                         | 分野        | 備考                   | 就任期間      |
|---------|----------------------------|-----------|----------------------|-----------|
| 赤澤 宏樹   | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授       | 住民参画・地域計画 | 専門委員                 | 令和7年5月1日～ |
| 新保 奈穂美  | 東京大学 空間情報科学研究センター 准教授      | 緑地計画      | まちづくり審議会委員           | 令和6年3月5日～ |
| 龍見 奈津子  | 一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ 代表理事      | 地域活性化     | まちづくり審議会委員<br>(公募委員) | 令和6年3月5日～ |
| ○平田 富士男 | 兵庫県立大学 名誉教授                | 緑化政策      | 専門委員                 | 令和6年3月5日～ |
| 山田 宏之   | 大阪公立大学大学院 農学研究科緑地環境科学専攻 教授 | 都市緑化      | 専門委員                 | 令和6年3月5日～ |

### ※退任委員

| 氏名(敬称略) | 職名   | 分野   | 備考   | 就任期間                   |
|---------|--|------|------|------------------------|
| 藤本 真里   | 兵庫県立大学 自然・環境科学研究所 教授<br>(尼崎21世紀の森づくり協議会委員) | 住民参画 | 専門委員 | 令和6年3月5日～<br>令和7年3月13日 |

# 検討事項① 県民まちなみ緑化事業（第4期）の評価・検証について

- 県では、都市の環境改善や防災性向上を図るため、平成18年度から導入された県民緑税を財源に「県民まちなみ緑化事業」を実施し、住民団体等が実施する植樹や芝生化などの緑化活動を支援（緑化に要する資材費や施工費を補助）

**県民緑税**  
 （県民税均等割の超過課税）  
 個人：800円／年  
 法人：2,000円～80,000円／年  
 （資本金等の額による）  
 税込規模：5年間で概ね120億円  
 （個人100億円・法人20億円）

災害に強い森づくり  
 （森林の防災面での機能強化）

**県民まちなみ緑化事業**  
 （都市緑化の推進）  
 [予算：6.4億/年]

## 県民まちなみ緑化事業 制度概要（第4期）

| 補助区分               | 一般緑化  | 校園庭の芝生化 | ひろばの芝生化  | 駐車場の芝生化 | 建築物の屋上・壁面緑化 | 都心緑化  |
|--------------------|---|---------|--|---------|-------------|---|
| 対象者                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会、婦人会、老人会など、地域を基盤として活動する住民団体</li> <li>・地域住民の参画により、緑化などのテーマを目的として活動する団体、グループ</li> <li>・まとまった面積の緑化が可能な土地所有者・管理者等（個人、法人等）</li> </ul> ※芝生化に係るメニューでは、上記に加え、芝生化箇所の利用・維持管理を行う複数の者で構成される団体（芝生化実行委員会）も対象 |         |  |         |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人、個人、住民団体、市町等で構成される協議会</li> </ul>  |
| 対象地域               | 住民団体が公共用地で実施する場合<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画区域全域</li> <li>・緑条例に基づくまちなみの区域・さとの区域 等</li> </ul> ※「校園庭の芝生化」は県下全域が対象   |         | 個人・法人等が実施する場合<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・線引き都市計画区域のうち市街化区域</li> <li>・非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められた区域</li> <li>・緑条例に基づくまちなみの区域 等</li> </ul> |         |             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口集中地区に所在する駅から概ね1km圏内の区域</li> </ul> |
| 補助率 <sup>(注)</sup> | 住民団体…10/10  |         | 個人・法人…1/2  |         | 1/2         | 1/2   |

(注)：補助区分に応じて、別途補助限度額あり

- 第1期事業（H18～）以降、5年ごとに事業の評価・検証を実施し、必要な制度見直しを行いながら事業を継続

⇒ 第4期事業（R3～7）の評価・検証について調査審議

# 検討事項② ひょうご花緑創造プランの改定について

- 県では、県民・団体・事業者・行政との参画と協働による花と緑のまちづくりの取組の方向性を示す計画として、「ひょうご花緑創造プラン」を策定

## ひょうご花緑創造プラン（現行）概要

### 計画期間

平成28年度～令和7年度(10年間)

### 位置づけ

「ひょうごビジョン2050」、「まちづくり基本方針」における、花と緑の取組の方向性を示す個別分野の計画

### 基本目標

| 基本目標                | プラン策定時 | 目標    |
|---------------------|--------|-------|
| 身近な花と緑に満足する人の割合を増やす | 約65%   | 70.0% |
| 市街化区域の緑地割合3割の維持     | 30.6%  | 30.0% |
| 人口集中地区の緑地割合25%の確保   | 23.9%  | 25.0% |

### 理念～基本方針～推進施策の展開

**基本方針1 「花と緑を活かして、人と人・地域とのつながりやコミュニティをつくります」**

**1 参画と協働による花緑活動の一層の推進**  
～花と緑を活かした、人と人・地域とのつながりやコミュニティづくり～

花緑による人と人・地域とのつながりある暮らしのイメージ

公園などでの花づくりがきっかけとなって、地域住民同士の交流が広がっています。

**推進施策**

- ・コミュニティ形成につながる住民団体による緑化活動の推進
- ・ボランティア活動等の緑化活動の推進
- ・事業者等による緑化活動機会の創出

**基本方針2 「花と緑を活かして、人にやさしい環境をつくります」**

**2 広域及び生活に身近な地域における緑地の創出・保全**  
～花と緑を活かした、人にやさしい環境づくり～

花緑による人にやさしい暮らしのイメージ

身近な緑地による都市環境の改善で、快適な環境の確保と環境保全意識の醸成につながっています。

**推進施策**

- ・都市における多様な緑化の推進
- ・都市地域等の低・未利用地の利用の推進

**基本方針3 「花と緑を活かして、自然と共生した環境をつくります」**

**3 自然再生・生物多様性の確保に関する取り組みの拡大**  
～花と緑を活かした、自然と共生した環境づくり～

花緑による自然と共生した暮らしのイメージ

都市近郊の自然地を活用し、自然体験の機会を増やすことで、生物多様性の保全や活動への意識の醸成につながっています。

**推進施策**

- ・森林や里山整備の推進
- ・生物多様性保全活動の推進

**理念：花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現**

花と緑の多様な役割・効果を県民、団体、事業者、行政の間で共有し、共に取り組み『育み』、その成果・効果・実感（『恵み』）を受けて『ゆたかな暮らし』につなげます。

**『育み』**

県民、団体、事業者、行政が各々の役割を理解し、互いに支えあいながら取り組みを進めていくことで、花緑の様々な成果・効果を発揮するため、県民自らが主体となった取り組みと県民、団体、事業者、行政が連携して進める行政施策を、本プランでは『育み』としてとらえます。

**『恵み』**

『育み』により得られる成果・効果は、「まちなかでの花や緑の増加」といった実績だけではなく、「まちがきれいになってうれしい」や「緑の中で思いっきり遊べて楽しい」といった、県民の実感として現れるものです。このような施策・取り組みによる実績や県民の実感を、本プランでは『恵み』としてとらえます。



**維持管理の推進**

花緑活動の継続にあたっては、維持管理にかかわる管理者が抱える様々な課題に対応するため、自発的・自立的な活動の推進を前提としたうえで、以下の視点から維持管理の推進に係る施策を検討・展開します。

- ・花緑を通じた地域づくりにつながるような取組みに対する支援
- ・団体間の連携を促したり、モチベーションを高める情報交換の機会や場の提供

**基本方針4 「花と緑を活かして、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいをつくります」**

**4 花緑の効果的な活用**  
～花と緑を活かした、すべての世代の健康や生きがい、地域間の交流や地域への愛着、にぎわいづくり～

花緑による健康、充足感のある暮らしのイメージ

校庭の芝生化や花づくりによって、子どもたちや地域住民の体を動かす機会や、やりのかいのある活動への機会が増えています。

**推進施策**

- ・地域の子育て力の向上
- ・高齢者等の健康増進
- ・花緑の担い手の育成

花緑による地域の愛着やにぎわい、交流を感じる暮らしのイメージ

商店街では、花緑のある気持ちのよい空間づくりが自主的に進められ、そのおかげで来訪者が増え、地域に活気が出てきています。

**推進施策**

- ・都市と農山村との連携の推進
- ・良好な景観形成の推進
- ・地域の元気づくり

**基本方針5 「花と緑を活かして、安全・安心に暮らせる地域をつくります」**

**5 花緑による安全・安心の向上**  
～花と緑を活かした、安全・安心な暮らしづくり～

花緑による安全・安心な暮らしのイメージ

普段から地域住民による花づくりが行われていることで、避難訓練などの域防災力の向上につながる活動が展開されています。また、いつも知っている誰かがいるため、安心して遊んだりすることができます。

**推進施策**

- ・地域防災力の向上
- ・防災・減災対策の推進

**推進施策**

- ・人材育成
- ・普及啓発（情報の共有）
- ・支援

⇒ プランの改定について調査審議

# 花緑検討小委員会 検討経過

| 年度 | 開催日       | 会議名称         | 内容  |   | 備考   |
|----|-----------|--------------|---|---|--|
| R5 | 令和6年3月5日  | まちづくり<br>審議会 | 諮問 (①県まち事業(第4期)評価・検証、②ひょうご花緑創造プラン改定)<br>花緑検討小委員会の設置 |   |  |
| R6 |           |              | 【①県まち事業(第4期)評価・検証】                                  | 【②ひょうご花緑創造プラン改定】                          |  |
|    | 令和6年5月29日 | 第1回<br>小委員会  | 県まち事業(第4期)・現行プランの概要、主な論点、検討の進め方 等                   |   |  |
|    | 8月23日     | 第2回<br>小委員会  | 県民モニター調査の結果、<br>第4期事業の実施状況と課題、<br>アンケートの実施方法と設問     |   |  |
|    | 12月24日    | 第3回<br>小委員会  | アンケートの結果、<br>次期事業の方向性、<br>評価・検証報告書(素案)              |   |  |
|    | 令和7年2月19日 | 第4回<br>小委員会  | 評価・検証報告書(案)   | 次期プランの方向性等の検討                             |  |
| R7 | 令和7年5月19日 | まちづくり<br>審議会 | 審議会に検討内容を報告   |   | → 評価・検証報告書として<br>とりまとめ                     |
|    | 7月15日     | 第5回<br>小委員会  | 審議会への報告結果(報告)<br>第5期事業の制度見直し内容(報告)                  | プラン改定の方針(緑の広域計画への統合)、<br>次期目標、取組方針(検討案) 等 |  |
|    |           |              |   |   | 県議会(9月定例会)<br>改正条例案(緑税延長)上程<br>→10/2 可決    |
|    | 11月14日    | 第6回<br>小委員会  | 「高質な都市緑化」認定基準 検討状況(報告)                              | 現プランの進捗状況と評価、<br>次期目標、取組方針、施策展開方策(検討案) 等  |  |
|    | 令和8年2月24日 | 第7回<br>小委員会  | 答申案   |   | 県議会(2月定例会)<br>R8当初予算案(県まち5期)上程<br>→3/23 可決 |
|    | 3月30日     | まちづくり<br>審議会 | 答申 (①県まち事業(第4期)評価・検証、②ひょうご花緑創造プラン改定)                |   |  |

# 検討結果骨子 ①県民まちなみ緑化事業（第4期）の評価・検証

第4期事業の実績・効果

- 第4期事業では、令和3～6年度の4か年で、住民団体等に対して**900件超の補助を実施し、約37ha・17万本の緑を新たに創出**。
- これら緑の創出によって、**都市環境の改善**（ヒートアイランド現象の緩和、二酸化炭素の削減等）、**まちなみ景観の向上、防災性の向上**（都市型水害リスクの低減等）などに寄与。
  - \* 4か年の投資額（事業費）24億1,800万円に対して、公益的効果の効果額は55億3,200万円と推計
- あわせて、緑や緑化活動を通じた**環境意識の向上、コミュニティの活性化、地域への愛着の醸成**など、さまざまな波及的効果も創出。

## 【公益的効果の例】

- ・CO2吸収量の増加 ガスタンク39基分/年
- ・事業実施者の景観向上の実感割合 95%
- ・雨水浸透容量の増加 25mプール24杯分/h 等



## 【波及的効果の例】

- 事業実施者の実感割合
- ・花や緑への関心の高まり 82%
  - ・子どもの外遊びの増加（校庭の芝生化） 90%
  - ・地域内外の人との交流機会の増加 66%
  - ・まちや施設への愛着・誇りの醸成 84% 等



- 気候変動による影響（夏季の異常高温の常態化、豪雨等による気象災害等）が深刻化する中、**都市部においては依然として緑が不足しており、引き続き緑化の取組が必要**。
- 緑を取り巻く社会潮流や事業の課題を踏まえ、次期事業においては、**多様な実施主体による緑化活動を幅広く支援し、都市の緑の量的拡大を図りつつ、質的向上をより一層推進することが求められる**。

事業の課題

- 1 まちの中心部における事業面積の伸び悩み
- 2 民間事業者による事業活用が低調
- 3 「住民団体」の要件が多様なコミュニティ形態とミスマッチ
- 4 一部補助メニューの実績が低調（屋上・壁面緑化、都心緑化等）
- 5 緑の維持管理に対する負担感

次期事業展開の方向性

- 1 多様な実施主体による事業活用の推進
- 2 質(期待される効果)の高い都市緑化に対する重点支援
- 3 より活用しやすい制度への改善
- 4 異常高温対策に寄与する緑地整備への支援
- 5 持続可能な維持管理のための支援

次期事業に向けて

# 検討結果骨子 ②ひょうご花緑創造プランの改定

現行プランの進捗

- 現行のプランの推進においては、**身近な花と緑に満足する人の割合が目標を超える**など、県民の参画と協働による花と緑のまちづくりの取組について相応の成果が確認された。
- 一方で、**都市部における緑地割合は目標に達しておらず**、都市における緑の一層の充実は今後の重点課題。

基本目標の達成状況

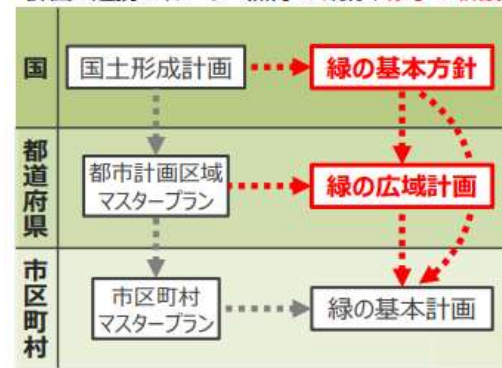
| 基本目標                | プラン策定時 | 目標    | 実績           |
|---------------------|--------|-------|--------------|
| 身近な花と緑に満足する人の割合を増やす | 約65%   | 70.0% | <b>71.2%</b> |
| 市街化区域の緑地割合3割の維持     | 30.6%  | 30.0% | <b>28.8%</b> |
| 人口集中地区の緑地割合25%の確保   | 23.9%  | 25.0% | <b>24.8%</b> |

広域計画への移行(法改正を受けて)

- こうした中、**都市緑地法の改正**（令和6年5月）によって、都道府県は、国が定める「緑の基本方針」に基づき、「**緑の広域計画**」を定めることができるものとされた。広域計画に定めるものとされている事項には、花緑プランとも関連又は重複するものが含まれており、県民や市町にとっての分かりやすさを考慮すると、緑に関する個別計画は法定計画である**広域計画に一本化することが望ましい**。
- 県では令和9年度までに広域計画を策定する方針であることも踏まえ、小委員会では、プランの改定案として、広域計画の構成要素のうち、プランと関連の深い事項について先行して検討を行った。

都市緑地法改正による緑に関する計画体系  
(国土交通省資料より)

計画の連携のイメージ(黒字:既存、赤字:新設)



広域計画の先行検討

- 検討においては、**緑が有する多様な機能・効果を分かりやすく整理**するとともに、国の基本方針や県の関連計画等を踏まえて、**緑を活かした「持続・循環するまち」・「安全・安心なまち」・「魅力・活力あふれるまち」を目標に掲げ**、評価指標や取組方針、施策の展開方策などを取りまとめた。

広域計画の目標(先行検討案)

